

合併協議会だより

第6号

平成16年5月1日発行

◆発行：上越地域合併協議会

◆編集：上越地域合併協議会事務局

第9回、第10回上越地域合併協議会を開催

「新市建設計画(案)」が決定！

合併協議も大詰めへ

3月30日に第9回協議会が上越市厚生南会館を会場に、また4月12日には第10回協議会が上越市総合体育館を会場に開催され、「新市建設計画(案)」を始め、13の事項が決定されました。

これにより、昨年10月からおよそ20日間に1回のペースで協議会を開催し、3月末を目途に進められてきた合併協議はおおむね終了し、あとは「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についてと「各種事務事業の取扱い」で調整が必要な事務事業2,203件のうち2件を残すのみとなりました。

合併後、どのように新しいまちづくりを行っていくかをまとめた「新市建設計画(案)」が第10回の協議会で決定され、県との協議が始まったことで合併協議はいよいよ大詰めを迎えることになりました。

新市建設計画は、合併後のまちづくりを進めていくための基本方針と、その実現に向けた具体的な施策と事業、そして財源的な裏付けを併せて取りまとめた計画です。

今後、第10回協議会で決定された「新市建設計画(案)」を基に、県に対し協議を行い、県との協議が完了後、協議会で「新市建設計画」として正式に決定します。

● 新市建設計画の策定手順 ●

協議会で「新市建設計画(案)」を決定

↓

県との協議

協議会で「新市建設計画」を決定

第9回

第10回

上越地域合併協議会の概要

第9回上越地域合併協議会

第9回協議会では、前回の協議会で提案された「各種事務事業の取扱い（その8）」と「各種事務事業の取扱い（その9）」が決定されました。

このほか、「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会」、「新市の施策及び事業に関する小委員会」、「自治基本条例に関する小委員会」から、審議結果が報告されました。

また、次回の協議会への提案事項として、「財産の取扱い」など6つの事項が提案されました。

第10回上越地域合併協議会

第10回協議会では、前回の協議会からの提案と小委員会の報告を受け、「財産の取扱い」、「本庁及び支所の行政組織の取扱い」、「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い」、「公社、第三セクター等の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「各種事務事業の取扱い（その10）」、「各事務事業の取扱い（その11）」、「新市の施策及び事業」、「財政計画」、「新市建設計画（案）」、「自治基本条例」が決定されました。

また、「新市の名称に関する小委員会」から、審議結果が報告されました。

小委員会の審議状況と協議会への報告

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

- ・【会議日程】 第5回 3月30日
- ・【第5回の審議状況】

これまでの審議で「特例を採用する」とこと、「採用する特例は定数特例とする」ことで意見が集約される中、第5回の会議では、前回、上越市から提案された「特例は1回（3年3か月）で整理した上で、特例後の経過措置として、合併後最初の一般選挙については、定数を法定数の上限の38人とし、ブロックによる選挙区を設ける方式も含め、幅を持たせて検討する」という考え方について、各市町村に持ち帰り、再協議した結果を基に審議が行われました。

しかし、意見の集約には至らなかったことから、今後の取扱いについて委員長が会長と相談し、方向性が定まった段階で再度審議することになりました。